

福井市監査告示第6号

令和4年1月27日付け監査告示第3号にて公表した監査の結果に関する報告について、福井市長から措置を講じた旨の通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和4年3月1日

福井市監査委員 谷川 秀 男
福井市監査委員 浅野 信 也
福井市監査委員 下畑 健 二
福井市監査委員 村田 耕 一

- 1 監査の種類 定期監査（所属別定期監査）
2 措置を講じた部局等 農林水産部農村整備課
3 措置通知を収受した年月日 令和4年2月16日
4 措置内容

指摘事項	措置内容
農村整備課が所管する損害賠償金の債権について、本来は債権が確定した平成28年度に調定事務を行う必要があったが、令和2年度まで調定事務が行われていなかった。また、令和2年度についても、収入があった一部についてのみ事後調定が行われ、未収入分については令和3年度まで調定事務が行われていなかった。	当該債権の調定については、令和3年度に処理している。 再度、未調定がないか確認を行うとともに、適正な債権管理について、あらためて所属職員に周知した。 今後、新たな債権が発生した場合は、遅滞なく調定を行い、債権の適切な管理に努める。

調定とは、発生した債権を正確に把握し、確実に収入に結びつけるために、債権の内容を調査し決定するものであり、事前調定が原則である。調定事務が行われないと、収入すべき金額（調定額）とそれに対する収入未済額が会計上把握されず、決算書においても債権の状況が正確に反映されない。債権の内容を明確にし、適切に管理するために、調定事務を確実に行われたい。